

令和5年

重要判例回顧

弁護士
柳田 幸三

本稿は、本増刊号冒頭の、本誌令和5年1月号(893号)から同年12月号(906号)までの本誌通常号「金融商事実務判例紹介」欄掲載の判例の中から、企業法務および銀行法務の観点から見て重要なものを「預金・融資・為替」、「その他金融」、「回収・倒産・民事手続」、「担保・保証・その他民商法」、「会社法」、「コンプライアンス」の6つの分野に分類して、その概要を紹介するものである。

記述にあたっては、前年号と同様に、通読する場合の読みやすさの観点から、訴訟当事者を原告、控訴人、上告人などの審級によって異なる訴訟手続上の呼称で呼ぶことは避けることとした。また、各判例とも、原則として、「事案の概要」「事実関係」「原判決等の要旨」「判旨」「判決の位置付けその他参考事項」の順で記述することとした。なお、紙幅の関係と重要性の観点から、最高裁判例を対象として

その概要を紹介することとした。下級審判例については、「重要判例解説」の解説等を適宜参照していただきたい。また、略称については、紙幅の関係で当該語に続く括弧内に鍵括弧で略称のみ記載することとした。

一 預金・融資・為替

1 法人税法132条1項「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義(上告棄却)(最判令和4・4・21本号判例)

て、Xと同じ企業グループに属する外国法人からの金銭の借入れ(「本件借入れ」)に係る支払利息(「本件支払利息」)の額を損金に算入したところ、所轄の税務署長が、同族会社等の行為または計算の否認に関する規定である法人税法132条1項を適用し、前記の損金算入の原因

となる行為を否認してXの所得の金額につき本件支払利息の額に相当する金額を加算し、本件各事業年度に係る法人税の各更正処分および一事業年度を除く本件各事業年度に係る過少申告加算税の各賦課決定処分(併せて「本件各処分」)をしたため、XがY(国)を相手に、本件各処分(前記各更正処分について は申告額を超える部分)の取消しを求めた事案である。

原審は、Xによる本件借入れが法人税法132条1項の前記要件に該当するというものではくないから、本件各更正処分等はいずれも違法であると判断して、Xの請求を認容したところ、Yが上告受理の申立てをし、受

分類	概要	裁判所・言渡日等	出典
預金	預金特定者の 記名式定期預金および記名式定期積金の預金債権が預金名義人に帰属するとされ、これらの払戻しが預金名義人の意思に基づかずに行われたもので無効であるとされた事例	大阪高判令和3・10・8 (上告・上告受理申立)	判時 2540号 15頁 本号1判例
	個人情報保護法 特定の顧客の銀行口座へのアクセス履歴が、アクセスの対象となった口座に係る顧客の個人情報に当たるとはいえないとされた事例	東京高判令和4・12・14 (上告受理申立)	金判 1673号 16頁 本号2判例
	個人情報保護法 捜査関係事項照会を受けた公私の団体は、個人情報についても、情報主体の同意なく報告義務を負うとされた事例	東京地判令和3・7・19 (控訴)	金判 1656号 31頁 本号3判例
	預金と相続 遺言者の財産を特定の者に包括遺贈する旨の遺言において、遺言執行者に預貯金の解約・払戻しの権限が付与されている場合、法定相続人の一部の者が遺留分減殺請求権を行使したとしても、遺言執行者は単独で貯金債権の全額の払戻しを請求することができることとされた事例	高松高判令和3・6・4 (確定)	判時 2540号 8頁 本号4判例
	救済法 振り込み詐欺救済法25条1項の「犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由」があるとはいえないとされた事例	東京地判令和5・9・6 (確定)	金法 2222号 73頁 本誌 907号 66頁
	盗難キャッシュカード 盗取されたキャッシュカードを用いて行われた現金自動支払機による預金の払戻しが預金者の「重大な過失」(偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律5条3項1号イ)により行われたものであるとして、当該預金者から金融機関に対する同条に基づく補填金支払請求が棄却された事例	東京地判令和3・2・19 (確定)	金判 1618号 37頁 判時 2537号 16頁 金法 2178号 92頁 令和3年版1判例
	差押え 処分行政庁による差押処分に基づく債権取立ての対象となった預金債権の原資が差押えが禁止されている年金であったとしても、当該差押処分による取立ては差押禁止債権にされたものとはいえず、同差押処分に基づく取立てに法律上の原因がないとはいえないとして、不当利得返還請求が棄却された事例	東京高判令和4・10・26 (確定)	金判 1665号 12頁 本号5判例
その他 普通預金口座から別段預金口座への振替行為に対する破産法71条1項2号の適否	東京地判令和4・11・9 (控訴)	金判 1666号 23頁 本号6判例	
融資	法人税法132条1項「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義	最判令和4・4・21 (棄却)	民集76巻4号480頁 金判 1655号 2頁 金判 1656号 8頁 判時 2539号 12頁 判タ 1501号 64頁 本号7判例
	地方自治体の住民に対する貸付契約における期限の利益喪失条項が当然喪失型であると判断された事例	水戸地下妻支判令和4・9・8 (確定)	金判 1662号 35頁 本号8判例

記名式定期積金の預金債権の帰属も記名式定期預金のそれと同じく判断されるとした事例（上告・上告受理申立）（大阪高判令和3・10・8判時2540号15頁）

重要度 ★★★

事案の概要

本件は、Xが、Yに対し、信用金庫であるYとの間の記名式定期預金および記名式定期積金（以下、併せて「本件各預金」という）の各契約に基づく元金の払戻しなどを請求した事案である。本件各預金の名義人はXであったが、Yは、本件各預金の払戻請求権が名義人ではない別人に帰属すると主張して、Xの払戻請求を拒絶した。

判旨

原判決変更。

「記名式定期預金契約において、当該預金の出捐者が他の者に金銭を交付して記名式定期預金をすることを依頼し、この者が預入行為をした場合、預入行為者が自己の預金とする意図で記名式定期預金をしたなどの特段の事情のない限り、出捐者をもって記名式定期預金の預金者と解すべきである。なぜなら、記名式定期預金契約が締結された段階では、金融機関は、預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、上記のような特段の事情のない限り、出捐者を預金者と認めるのが相当であり、また、金融機関も、預金者と定めた者が真実の預金者と異なつたとしても、金融機関として尽くすべき相当な注意を用いたときに

は、民法478条の適用又は類推適用によって、表見預金者に対する払戻しや相殺を持つて真実の預金者に対抗することができ、これにより、真実の預金者と金融機関との利害の調整が図られるからである。
以上の考え方は、記名式定期積金にも当てはまる。」

解説

本判決は、前記のとおり判示し、本件各預金については、①名義人がXであること、②出捐者として可能性のある者がX以外に認められないこと、③X以外に権利者であると主張する者がいないことから、本件各預金の払戻請求権は、Xに帰属すると認めるのが相当であると判示した。

Yは、本件各預金がXの親族やその親族が代表を務めるZ商会のいずれか（以下、「Y主張名義人」という）に帰属する旨主張したが、Y主張名義人がいずれも、本件各預金の預金者は不知道であると述べるにとどまること、Z商会の代表者はY主張名義人に含まれる、Xの親族である、そして預金の名義人以外の者が当該預金の権利を主張していない状況において、当該預金を受け入れた金融機関が名義人以外の者が預金者であると主張することは異例なことと断じたうえで、このような異例な主張に沿う証拠は見出せないと

して、Yの前記主張を退けた。
また、Yは、Xが本件各預金の証書または通帳および本件届出印を支配管理していなかった旨主張したが、XとY主張名義人との関係に鑑みると、Xにおいて、本件各預金の証書または通帳および本件届出印を排他的に支配管理していなかったことが、本件各預金の預金者であることと必ずしも矛盾するわけではなく、また、そのY主張名義人が、本件各預金の預金者について不知であると述べている以上、Yの前記主張により本件各預金の帰属に係る認定が左右されるものではないと、これを退けた。

さらに、Yは、本件各預金の預金元帳・定期積金元帳に本件各預金が払い戻されたことが記録されていることから、これにより、本件各預金が有効に弁済されたことが認められる旨主張したが、同預金元帳が正確に事実を記録したものであるとしても、同預金元帳上の払戻しの記録は、Yが当該預金の払戻しの手続きを行った事実を証明するにとどまり、その払戻しが当該預金の真の預金者または同人からの払戻しの授權を受けた者に対してなされた事実までを証明するものとはいえないと、Yの前記主張も退けた。実務への示唆に富む先例として紹介した。

（水野信次）